

**峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業
プロポーザル募集要項**

令和5年5月8日

峡南広域行政組合

目次

1 募集要項の定義	1
2 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 本事業の対象となる公共施設の名称	1
(3) 公共施設の管理者の名称	1
3 本事業の目的	1
4 応募者に期待する事項	3
5 本事業の内容	4
(1) 事業方式	4
(2) 本事業の対象範囲（対象業務）	4
①設計業務	4
②建設業務	4
③工事監理業務	4
(3) 事業期間及び履行期間	5
(4) 施設概要等	5
①整備エリア（本施設の整備用地）	5
②施設構成（計画概要）	6
(5) 事業者の収入	7
(6) 建物及び土地の使用料の負担	7
6 提案上限価格	7
7 事業者の募集及び選定に関する事項	8
(1) 事業者の募集及び選定方式	8
(2) 事業者の募集及び選定スケジュール	8
(3) 募集の性格	9
8 応募者の参加資格	10
(1) 応募者の構成	10
(2) 構成員共通の参加資格要件	11
(3) 応募者の参加資格要件	12
①土木設計企業の要件	12
②建築設計企業の要件	12
③建設企業（土木工事）の要件	12
④建設企業（建築工事）の要件	13

⑤工事監理企業の要件	14
(4) 参加資格の確認	14
9 事業者の募集に関する手続き	15
(1) 募集要項等の公表	15
(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催	15
(3) 資料の閲覧	16
(4) 募集要項等に関する質問の受付	16
(5) 募集要項等に関する質問に対する回答公表	16
(6) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	17
(7) 参加資格審査結果の通知	17
(8) 応募の辞退	17
(9) 競争的対話の実施	18
(10) 提案書類の受付	18
(11) グループ応募構成事業者の変更	18
10 応募における留意事項	19
(1) 禁止事項等	19
(2) 募集要項等の承諾	19
(3) 複数提案の禁止	19
(4) 提案書類の変更等の禁止	19
(5) 応募・提案書類作成等に係る費用負担	19
(6) 使用言語、単位及び時刻	19
(7) 著作権	19
(8) 特許権等	20
(9) 組合が公表・配付する資料の取扱い	20
(10) プロポーザルの中止等	20
(11) 応募の無効	20
(12) その他	20
11 優先交渉権者の決定方法	21
(1) 事業者の選定方法	21
(2) 審査委員会の構成	21
(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	21
(4) 優先交渉権者の決定及び公表	21
(5) 優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明	22
(6) 優先交渉権者を決定しない場合の措置	22
(7) 地域経済への貢献の考え方	22
12 事業契約に関する事項	22
(1) 基本協定書の締結	22

（２）事業者との仮契約の締結	22
（３）事業契約の締結	22
（４）事業契約書の内容	23
（５）契約を締結しない場合	23
（６）契約の締結に至らなかった場合の措置	23
（７）費用の負担	23
（８）契約保証金	23
（９）事業者の事業契約上の地位	23
1 3 事業実施に関する事項	24
（１）誠実な業務遂行義務	24
（２）組合と事業者との責任分担	24
（３）業務遂行状況のモニタリング	24
（４）保険の付保	24
（５）提案書類または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合の措置	24
（６）遵守すべき法令等	24
（７）事業の継続が困難となった場合の措置	25
1 4 募集要項等に関する問合せ先（書類提出先）	25
【募集要項別紙１】リスク分担表	26
【募集要項別紙２】組合のモニタリングによる要求水準等未達の措置	29

1 募集要項の定義

峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）は、峡南広域行政組合（以下「組合」という。）が発注する「峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、募集、選定、契約等の手続に必要な事項を定めることを目的とするもので、本事業の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に公表するものである。

なお、募集要項と併せて公表する要求水準書、優先交渉権者選定基準書（以下「選定基準書」という。）、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）及びこれらの付随する資料は、募集要項と一体のものとする（以下、募集要項及びこれら一体のものを合わせて「募集要項等」という。）。応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類（以下「応募書類」という。）を提出するものとする。

2 事業概要

（1）事業名称

峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業

（2）本事業の対象となる公共施設の名称

（仮称）峡南広域行政組合消防庁舎等施設

（3）公共施設の管理者の名称

峡南広域行政組合

3 本事業の目的

峡南広域行政組合消防本部は、昭和47年（1972年）5月に、消防組織法第6条に基づき、山梨県峡南地域の11の町（当時）により峡南消防組合消防本部として発足し、その歩みを始めました。

翌年の昭和48年4月から、本格的な消防業務を開始し、昭和58年の峡南広域行政組合への統合を経て現在に至り、令和4年4月で49年を迎え、多くの先人たちの英知と努力により、地域住民の安全と安心のため邁進してきました。

しかし、業務開始以来、約半世紀の時間は、消防を取り巻く社会環境を大きく変化させ、多様化する災害に対する住民のニーズは、消防業務の高度化と専門化が一層求められています。

さらに近年、大規模化する大雨による浸水被害や東日本大震災をはじめとする各地で多発する巨大地震を教訓に、峡南地域においても発生が危惧される大雨による被害や、南海トラフ地震（東海地震）への備えが早急に求められているところです。

特に、大雨にあっては、当消防本部管内は日本三大急流に数えられる富士川を有し、消防本部及び北部消防署にあっては、浸水想定区域内に立地しています。

巨大地震にあっては、南海トラフ地震の一つとされる東海地震において、身延町と南部町が震度6弱の揺れが予測されているほか、管内を縦断するように糸魚川―静岡構造線断層帯や身延断層があり、直下型地震の懸念が絶えずある地域です。

このような高度化及び専門化する消防業務への対応と、大規模な自然災害が多発する昨今の状況から、地域住民を守り、安全で安心な地域づくりを推進するためには、防災の拠点となる消防施設の整備が早急に求められています。

特に消防本部及び北部消防署にあつては、浸水想定区域からの移転整備が早急な課題となつています。現在の消防施設は、昭和48年の開署に合わせて建設された施設であり、幾度かの改築、増築及び耐震補強を行つてきましたが、時代とともに消防活動に必要とされる機能が不足する施設となつており、狭あいな施設の状況にあつては、新型コロナウイルス感染症に代表される各種感染症への対策も、限られる状況での活動を強いられており、今後も感染症対策を行ううえで、早急な改善を図る必要があります。

一方、組合を統括する事務局は昭和58年の統合当初は、現在の消防庁舎内にありました。その後、業務拡大により事務室等が手狭となつたことから、平成17年10月に、構成町の一つである市川三郷町の六郷庁舎2階の一部に転居しましたが、消防庁舎と位置が離れていることから、公務の効率性や地域住民の利便性、管理面を含む経済性や効率性が高い状態ではありません。

また、情報センターにつきましては、昭和48年3月に峡南広域計算センターとして設立され、当初より隣町である富士川町の施設を借りている状況であり、当該施設の老朽化や耐震不足とともに浸水想定区域に位置しているなどの問題を抱えています。

以上のことから峡南広域行政組合では、庁舎機能に係る喫緊の課題を解決するため、消防施設とともに、組合事務局及び情報センターも入居する複合庁舎施設としての整備を行うこととしました。

4 応募者に期待する事項

本プロポーザルでは、応募者の提案にあたって、特に、下記の事項を期待するものとする。

- ① 応募者の自由な発想に基づき、「より強固な防災体制の確立」、「住民サービスの向上」、「施設機能の向上」を図るとともに、「峡南広域行政組合公共施設整備計画」（平成30年2月）や「峡南広域行政組合庁舎等整備基本構想」（令和3年7月）等を参考にしながら、本施設に必要な施設（機能）について創意工夫あふれる提案を期待する。
- ② 地震や水害、火災、その他の自然災害に起因する大規模災害の発生時においても消防活動の拠点として十分に機能を発揮できる強固な施設（構造・設備等）の整備を期待する。
- ③ 限られた敷地面積の中で各施設の機能の適正化を図り、また、来庁者及び職員が安全に利用できる動線の確保や、緊急車両と一般車両の動線の分離等に関して、最適な動線計画の提案を期待する。加えて、効率的な駐車場スペースの提案を期待する。
- ④ 組合および組合構成自治体の将来を見据え、行政サービスの充実に寄与する提案を期待する。
- ⑤ コロナ禍を踏まえた「新しい生活様式」や、10年・20年後の社会にも対応できる創意工夫あふれる提案を期待する。
- ⑥ 整備エリア周辺の住環境や景観に配慮し、公務の効率化や地域住民の利便性、管理面を含む経済性等の向上を図ることができる施設づくりを期待する。また、環境負荷軽減に配慮した提案や、持続可能なまちづくりに関する提案を期待する。
- ⑦ 「峡南広域行政組合公共施設整備計画」や「峡南広域行政組合庁舎等整備基本構想」（令和3年7月）等を参考に、共用できる面積・機能等に関する提案については、従来の発想にとらわれずに、応募者の持つノウハウやアイデアの積極的な活用をした上で、施設の省スペース化を図った提案を期待する。
- ⑧ 避難機能に関しては、災害時の避難等における感染症対策といった面で「新しい生活様式」への対応に関する提案を期待する。
- ⑨ 住民サービスの向上を目指した、エリア全体を考えたまちづくりの視点を持った提案を期待する。
- ⑩ 最大限、組合の財政負担の軽減を図る応募者の創意工夫あふれる提案を期待する。

5 本事業の内容

(1) 事業方式

本施設の整備は、設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）で整備する。

(2) 本事業の対象範囲（対象業務）

本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

①設計業務

- 1) 土木（造成等）設計業務（基本設計・実施設計）
- 2) 建築設計業務（基本設計・実施設計）
- 3) 電波障害調査業務
- 4) 本事業に伴う各種申請及び図書等の作成業務（開発許可申請・建築確認申請等）
- 5) 国庫補助金や起債申請図書の作成業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

②建設業務

- 1) 建設業務・造成等業務
- 2) 公害・騒音等に対する近隣対応及び対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- 3) 電波障害対策業務
- 4) 本施設の引き渡しに係る業務
- 5) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③工事監理業務

- 1) 工事監理業務
- 2) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 事業期間及び履行期間

①事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（議会における議決日）の翌日から本施設の組合への引渡し時までとする。

本施設の供用開始に関しては、令和8年4月1日を予定する。

基本協定締結	令和5年9月上旬予定
契約締結	令和5年9月中旬予定
施設整備期間	事業契約締結日の翌日～本施設の組合への引渡し時まで

供用開始までのスケジュールについては、事業者の提案に基づき、組合と協議することができる。

②履行期間

履行期間は事業契約の締結日（議会における議決日）の翌日から令和8年3月23日までとする。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。なお、各業務に対する履行期間の目安は次のとおりとする。

設計業務期間 事業契約の締結日（議会における議決日）の翌日から令和6年12月28日

施工業務期間 令和6年4月1日から令和8年3月23日

監理業務期間 令和6年4月1日から令和8年3月23日

(4) 施設概要等

①整備エリア（本施設の整備用地）

項目	内容
a 所在地	山梨県西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字原沢地内
b 敷地面積	13,540 m ²
c 前面道路	敷地西側：県道4号線
d 用途地域	無指定地域

②施設構成（計画概要）

施設	区分	諸室・機能
消防本部	執務スペース	消防長室、事務室、中会議室（災害対策室）、書庫、災害情報収集室、サーバ室、倉庫2
	その他のスペース	救急資器材庫
（仮称）北消防署	執務スペース	署長室、事務室、書庫
	生活スペース （※消防本部と供用）	食堂・厨房（消防本部・北消防署）、仮眠室、体育室、シャワー室、洗濯・乾燥室、物干場
	災害対応スペース （※消防本部と供用）	救急消毒室、救急器材室、消防車両車庫
	その他のスペース （※消防本部と供用）	警防機材室、資材倉庫機器庫、出勤準備室、乾燥室
組合事務局	執務スペース	理事控室兼事務局長室、事務室、会議室兼介護認定審査室、書庫、書庫2
	生活スペース	食堂・給湯（事務局・情報センター）
情報センター	執務スペース	事務室、作業室、印刷室、倉庫1
共有部	執務スペース	会議室（打合せ室）、大会議室、収納庫
	生活スペース	更衣室
	その他のスペース	トイレ、洗面所、ホール・廊下・EV・階段等、機械室PS等、
その他	職員用駐車スペース	職員用駐車場（公用車駐車場含む）、職員用駐輪場
	来庁者用駐車スペース	来庁者用駐車場、来庁者用駐輪場
	その他のスペース	廃棄物置場（可燃・不燃ごみ等）、外構（可燃・不燃ごみ等）

※詳細は「要求水準書」参照

(5) 事業者の収入

組合は、事業者が実施する施設整備に関する業務に対して、施設整備に係るサービス対価を支払う。

組合は、本施設の施設整備に係る対価（設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る対価）について組合への施設引渡し後に事業者を支払う。なお、前払金及び部分払いの支払いについては、組合の定め（峡南広域行政組合財務規則）によることとする。

(6) 建物及び土地の使用料の負担

本事業において、建物及び土地を専用的に使用する場合は、該当施設の建物及び土地の使用料を徴収する。使用料の金額は、事業者の提案内容に基づいて、組合と事業者で協議の上で決定する。

6 提案上限価格

組合が求める必要な機能以外においても、固定概念にとらわれず、民間のノウハウを最大限生かした公民連携の手法を活用し、民間事業者から創意工夫あふれる自由な事業提案、また、組合の財政負担の軽減を図る提案を期待することから、本事業の提案上限価格は24億円（税込み）とする。

なお、各年度の支払条件については、契約予定業者と本業務の工程を協議したうえで、原則として当該年度の出来高の予定額に基づいて契約約款に定める。

7 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定は、選定基準書に基づき、提案価格及び提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うこととしている。なお、諸事情により変更する場合がある。

日 程		項 目
令和5年	5月8日(月)	募集要項等の公表
	5月8日(月)～5月12日(金)	募集要項等に関する説明会及び現地見学会の受付期間
	5月17日(水)	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
	5月15日(月)～5月19日(金)	募集要項等に関する質問の受付期間
	5月29日(月)まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	5月29日(月)～6月2日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期間
	6月9日(金)まで	参加資格審査結果の通知
	6月12日(月)	基本協定書(案)および基本契約書(案)の公表
	6月12日(月)～6月16日(金)	基本協定書(案)および基本契約書(案)に関する質問の受付期間
	6月19日(月)～6月23日(金)	競争的対話
	6月26日(月)	基本協定書(案)および基本契約書(案)に関する質問に対する回答発表
	7月6日(木)～7月10日(月)	提案書類の受付期間
	8月上旬頃を予定	プレゼンテーションおよびヒアリング
	8月上旬頃を予定	優先交渉権者の決定及び公表
	9月上旬頃を予定	優先交渉権者との基本協定書の締結 事業契約書仮契約の締結
9月中旬頃を予定	事業契約書の議決及び締結	

(3) 募集の性格

本プロポーザルは、与えられた条件下における応募者の考え方やノウハウ、施設整備に関する具体的な計画等に対する提案内容を審査し、本事業を実施するのに最も適した事業者を選定するものである。したがって、施設整備計画等については、必ずしも提案どおり実施するのではなく、選定された事業者の提案内容を基に、組合と事業者で協議しながら、具体的な実施内容を決定するものである。

また、審査及び事業者の選定は、応募者から提出された提案内容が、組合の提示した条件等を満たしているかを確認し、優先交渉権者を選定するためのものであり、その提案の細部まで法令等に基づく承認を行うものではない。

8 応募者の参加資格

(1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとする。なお、本事業では、本事業を遂行するためのSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

- ア 応募者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。ただし、本事業に係る組合との契約に関しては、施設整備に係る契約書（事業契約書）は、設計企業、建設企業、工事監理企業で構成されるグループ（以下、「施設整備グループ」という。）と契約する。
- イ 1者が複数の業務を兼ねて実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。なお、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のaまたはbに該当する者をいう。
 - a 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - b 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ウ 応募に当たっては、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が手続を行うこと。
- エ 代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、組合との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、組合への書類提出及び組合からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。また、事業期間中において、代表企業を他の構成員に変更することは原則不可とする。
- オ 応募者の構成員の追加・変更については、事前に組合と協議を行うこと。参加表明書及び参加資格審査申請書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても応募者の参加要件及び提案内容が担保されることを組合が確認した場合に限り認める。
- カ 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の応募者の構成員になることはできない。
- キ 構成員は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に組合に通知するものとする。

(2) 構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ウ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立ての事実がないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- カ 募集要項等の公表時から提案書類提出期限までの間に、組合構成 5 町（市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町）または山梨県内で指名停止、営業停止等の措置を受けていない者（ただし、指名停止を受けた場合、措置期間が終了した時点から申請可）
- キ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）
- ク 法令、規則等に違反していない者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこと
- コ 国税、地方税、その他の税について滞納していない者
- サ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社福山コンサルタントまたはこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- シ 組合が設置した「峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ス 令和 5・6 年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録されていること。なお、登録の区分は、「(3) 応募者の参加資格要件」に記載されている区分と同じものとする。

(3) 応募者の参加資格要件

①土木設計企業の要件

土木（造成）設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者であること。（処分を受けた地域を問わない。）
- イ 令和 5・6 年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録され、「測量・建設コンサルタント等」の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ウ 平成 19 年度以降に、元請として業務を完了した盛土面積 13,000 m²以上の造成工事および盛土高さ 10m 以上の盛土工事（同一の盛土造成工事でなくてもよい）の実施設計実績を有すること。
- エ 設計業務の開始時点で要求水準書等に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を設計管理技術者及び土木に係る設計担当主任技術者として配置できること。

②建築設計企業の要件

建築設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者であること。（処分を受けた地域を問わない。）
- イ 令和 5・6 年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録され、「測量・建設コンサルタント等」の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- エ 平成 19 年度以降に、元請として業務を完了した公共施設について延床面積 3,500 m²以上のものの実施設計実績、及び元請として業務を完了していること。ただし、公設消防関連施設（消防本部、消防署、分署、出張所）について実施設計実績（建築規模は問わない）を有するものを優先する。
- オ 設計業務の開始時点で要求水準書等に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計担当主任技術者として配置できること。

③建設企業（土木工事）の要件

土木建設企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施（共同企業体で実施）することも可とし、その場合は 1 社以上の企業がすべての要件を満たしていること。

共同企業体（JV）で実施する場合、JV の代表構成員の出資割合が JV 構成員中最大である者であって、単独の企業であること。

- ア 令和 5・6 年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録され、「建設工事」の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき土木一式工事について特定建設業の許可を受けているもの。
- ウ 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が令和 3 年 11 月末日以降のもので、土木一式工事の総合評価値が 1000 点（峡南広域行政組合構成 5 町内業者は 700 点）以上の者であること。また、

事業実施期間中を含め、経営規模等評価結果通知書の有効期限が途切れないよう申請を行い、新たに取得したものを再度提出すること。（再取得後の総合評価値は基準点数を定めない。）

- エ 平成19年度以降に竣工した盛土面積13,000㎡以上の造成工事および盛土高さ10m以上の盛土工事において、元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績を有する者（同一の盛土造成工事でなくてもよい）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- オ 建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による監理技術者（一級土木施工管理技士の資格を有する者）で、かつ土木一式工事において、元請で単独または共同企業体のJV構成員として、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする。）
- カ 施工業務の開始時点で要求水準書等に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者として配置できること。

④建設企業（建築工事）の要件

建設企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施（共同企業体で実施）することも可とし、その場合は1社以上の企業がすべての要件を満たしていること。

共同企業体（JV）で実施する場合、JVの代表構成員の出資割合がJV構成員中最大である者であって、単独の企業であること。

- ア 令和5・6年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録され、「建設工事」の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けているもの。
- ウ 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が令和3年11月末日以降のもので、建築一式工事の総合評価値が1000点（峡南広域行政組合構成5町内業者は700点）以上の者であること。また、事業実施期間中を含め、経営規模等評価結果通知書の有効期限が途切れないよう申請を行い、新たに取得したものを再度提出すること。（再取得後の総合評価値は基準点数を定めない。）
- エ 平成19年度以降に竣工した延床面積3,500㎡以上の公共施設（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造）の建築一式工事において元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績を有する者。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- オ 建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による監理技術者（一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者）で、かつ建築一式工事において、元請で単独または共同企業体のJV構成員として、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする。）
- カ 施工業務の開始時点で要求水準書等に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者として配置できること。

⑤工事監理企業の要件

工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同又は分担して実施する場合は、いずれの企業もアの要件を満たしていること。イ、ウ、エ、オ、カの要件については1社以上の企業が満たしていること。

- ア 建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者であること（処分を受けた地域を問わない）。
- イ 令和5・6年度峡南広域行政組合入札参加資格により指名業者に登録され、「測量・建設コンサルタント等」の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ウ 建築士法第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- エ 平成19年度以降に、元請として業務を完了した公共施設について延床面積3,500㎡以上のものの工事監理実績を有すること。
- オ 平成19年度以降に、元請として業務を完了した盛土面積13,000㎡以上の造成工事および盛土高さ10m以上の盛土工事（同一の盛土造成工事でなくてもよい）の実施設計実績を有すること。
- カ 監理業務の開始時点で要求水準書等に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を工事監理者として配置できること。

（4）参加資格の確認

応募者の参加資格の確認の基準日は、参加表明書の提出日とする。なお、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が「（3）応募者の参加資格要件」の要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、組合がやむを得ないと認めた場合は、組合の承認を条件とし、参加資格要件を欠く構成員を変更することができる。

また、優先交渉権者の決定以降、事業契約書の締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が「（3）応募者の参加資格要件」の要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結せず、又は契約の解除を行うことができる。これにより契約を締結せず、又は契約を解除したことによる費用負担及び損害発生については、組合は一切責任を負わない。ただし、組合がやむを得ないと認めた場合は、組合の承認を条件として、参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとし、組合は変更後の優先交渉権者と契約を締結できるものとする。

なお、いずれの場合においても、代表企業の変更は認めない。

9 事業者の募集に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、峡南広域行政組合のホームページ等において公表する。

(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する説明会及び現地見学会は、次のとおり開催する。

開催日時	①募集要項等に関する説明会 令和5年5月17日(水)10時30分～ ②現地見学会 令和5年5月17日(水)13時30分～
開催場所	①峡南広域行政組合(山梨県西八代郡市川三郷町岩間495番地 市川三郷町役場六郷庁舎2階) ②整備エリア
参加 申込方法	・令和5年5月12日(金)17時までに、様式1「募集要項等に関する説明会及び現地見学会 参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は、「【参加申込】峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業説明会等」として送信すること。また、電話にて、組合が該当のメールを受信できているか確認すること。 ※募集要項等に関する説明会及び現地見学会への参加申込者数は、1社につき2名程度とする。
申込先	峡南広域行政組合 事務局 総務課 E-Mail : kumiai-soumu@kyonan.jp
留意事項	・募集要項等の配付は行わないので、参加者は必要に応じて印刷して持参すること。 ・開催当日は、募集要項等に関する質問・意見は受け付けない。(期間中に電子メールのみで受け付ける) ・説明会及び見学会への参加は任意であり、応募にあたっての必須要件ではない。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況等によって、延期または中止をする場合がある。

(3) 資料の閲覧

資料（以下の閲覧資料）を閲覧可能な期間等は、次のとおりとする。

閲覧可能期間	募集要項の公表日～提案書類の提出期限（受付最終日） ※平日（年末年始を除く）の9時～17時に限る
閲覧資料	① 峡南広域行政組合広域消防施設整備に係る民間資金活用可能性調査業務委託報告書（令和3年2月） ② 峡南広域行政組合組合施設適地調査業務委託報告書（令和4年2月） ③ インフラ関連資料 ④ （仮称）峡南広域行政組合新庁舎建設予定地地質調査等業務委託ボーリング調査報告書 ⑤ （仮称）峡南広域行政組合新庁舎建設予定地測量調査業務委託報告書
場所	峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495 番地 市川三郷町役場六郷庁舎 2 階
留意事項	予め前日（平日に限る・年末年始を除く）までに電話連絡をすること。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和5年5月15日（月）～5月19日（金）17時まで ※基本協定書（案）及び事業契約書のうち基本契約書（案）に関しては、公表は令和5年6月12日（月）を予定する。なお、基本協定書（案）及び基本契約書（案）に関する質問の受付期間は6月12日（月）～6月16日（金）を予定する。
受付方法	・「募集要項等に関する質問書」様式2に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は、「【質問】峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業」として送信すること。また、電話にて、組合が該当のメールを受信できているか確認すること。
提出先	峡南広域行政組合 事務局 総務課 E-Mail : kumiai-soumu@kyonan.jp

(5) 募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると組合が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると組合が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除き、令和5年5月29日（月）までに、組合のホームページで公表（順次公表）することを予定している。基本協定書（案）及び基本契約書（案）に関する質問に対する回答公表も令和5年6月26日（月）までを予定している。

なお、提出された質問に対して、組合が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(6) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募者からの参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	令和5年5月29日(月)～6月2日(金) 17時まで
提出場所	峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495 番地 市川三郷町役場六郷庁舎 2 階
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・持参または郵送により提出すること。 ・持参する場合は、提出日の前日までに峡南広域行政組合に連絡し、土日・祝日を除く、9時～17時までに提出すること。 ・郵送する場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着すること。また、電話にて組合が該当の郵送物を受領できているか確認すること。

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。

参加資格審査において組合が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、応募者の代表企業に対して、令和5年6月9日(金)までに参加資格審査結果通知書により通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格がないと通知された応募者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により組合に説明を求められることができる。組合は、令和5年6月16日(金)までに説明を求めた応募者の代表企業に対して書面により回答を行う。

(8) 応募の辞退

参加資格審査を通過した応募者が、やむを得ない事情により応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届」様式5を持参又は郵送により、峡南広域行政組合事務局総務課に提出すること。

(9) 競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、組合の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、参加資格審査を通過した応募者を対象に、下記のように、競争的対話を実施する。参加資格審査を通過した応募者は必ず参加すること。

詳細は、参加資格審査を通過した応募者に通知する。

実施日時	令和5年6月19日(月)～6月23日(金) ※各応募者1時間程度を予定
実施場所	峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495番地 市川三郷町役場六郷庁舎2階
参加者	応募者3名程度
注意事項	・ 応募者から提出を受ける配置案及び提案内容の概要案(複数可)を基に、組合と応募者で対話を実施する。 ・ 対話内容のうち募集要項等に関する事項については、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると組合が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると組合が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除いて、組合のホームページで公表する場合がある。

(10) 提案書類の受付

参加資格審査を通過した応募者から提案書類を次のとおり受け付ける。受付日時に提案書類を提出しない場合は、本プロポーザルに参加することができない。

受付日時	令和5年7月6日(木)～10日(月) 17時まで
提出場所	峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495番地 市川三郷町役場六郷庁舎2階
提出書類	・ 提出書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・ 応募者の代表企業が持参により提出すること。 ・ 参加資格審査結果通知書を持参すること。

組合は、応募者から提出された書類について、募集要項等の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

(11) グループ応募構成事業者の変更

やむを得ない事情により、グループ内の構成員を変更(追加、削除含む)する場合は、「構成員一覧」等を再作成の上、提案書類の受付期限までに提出すること。変更後の内容で、参加資格要件を満たす場合に限り、提案書類の受付を認める。

10 応募における留意事項

(1) 禁止事項等

- ・ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- ・ 応募者は、応募にあたり、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格、応募意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ・ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ・ 応募者の談合その他の理由により、プロポーザルを公正に執行することができないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、または契約の解除等の措置をとるものとする。

(2) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問・意見に対する回答及び組合が公表・配付した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(4) 提案書類の変更等の禁止

提出された提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。

提案審査において組合が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出や、提案内容に対する質問への回答を要求することがある。

(5) 応募・提案書類作成等に係る費用負担

提案書類の作成などの応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び時刻

応募・提案書類作成に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した応募者に帰属する。ただし、組合は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉権者として選定された応募者の提案書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。また、組合は、審査結果の公表に必要な範囲において、応募者の提案書類の一部を無償で使用することができるものとする（「提案内容の概要」様式7-1及び提案価格を想定）。

なお、応募者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(9) 組合が公表・配付する資料の取扱い

本事業において、組合のホームページで公表する資料及び応募者に配付する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) プロポーザルの中止等

天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期し、または中止することがある。なお、応募者が1者の場合もプロポーザルを行う。ただし、応募への妨害の疑い、不正または不誠実な行為等によりプロポーザルを公正に実施することができないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの延期、再募集、またはプロポーザルの取止め等の対処を図ることがある。

(11) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権者が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消す（次点交渉権者を事業契約締結に向けた協議相手とする場合を含む。）ものとする。

- ①本事業への参加資格が無い者による応募
- ②参加資格の確認基準日から提案書類提出期限までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による応募
- ③参加資格審査を通過した応募者の代表企業以外の者による提案書の提出
- ④必要な記名押印がない、または押印された印影が明らかでない様式での提案価格等の提示
- ⑤金額を訂正した様式による提案価格等の提示
- ⑥金額以外の記載事項（企業名等）を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない様式による提案価格等の提示
- ⑦必要事項の記載がない、または記載事項が判読できない様式による提案価格等の提示
- ⑧2種以上の提案書類を提出した者による応募
- ⑨提案書類に虚偽の記載をした者による応募
- ⑩各書類の提出期限までに必要な書類を提出しなかった者
- ⑪選定委員へ不正な行為を行ったと認められる者
- ⑫不正行為があった者による応募
- ⑬その他プロポーザルに関する条件に違反した応募または組合の指示に従わない者による応募

(12) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者の代表企業に通知する。応募者は、募集要項等に定めるもののほか、峡南広域行政組合が定める各種例規、及びその他関係法令を遵守すること。

1 1 優先交渉権者の決定方法

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。

審査の手順など詳細については、「優先交渉権者選定基準書」に示す。

(2) 審査委員会の構成

提案審査における最優秀提案者及び次点の選定は、審査委員会において行う。

審査委員会の審査委員は選定作業終了後公開する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施する。実施時期は、令和5年8月上旬頃を予定しており、詳細については、提案書類の受付後に応募者の代表企業に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

組合は、審査委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

審査結果は各応募者に通知するとともに、決定結果及び客観的な評価は、組合のホームページに公表する。

なお、組合が必要と判断したときは、組合議会等の組合の合意形成手続きのために、提案のあった全ての応募者の名称（事業者A、B・・・と表示）と提案書類等の内容（提案内容の概要、提案価格、配置図、評価点など）を説明資料として使用する。

(5) 優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明

優先交渉権者とならなかった応募者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。上記の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、審査結果の公表を行った日から起算して5日以内に組合に提出することとする。提出方法は、郵送（一般書留または簡易書留によること）または持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた応募者に対する回答は書面により行うものとする。

(6) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募者あるいは資格審査通過者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案によっても組合の財政負担額の軽減が見込めないことや、本事業の目的を達成することができないこと等の理由により、本事業を設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）等で実施することが適当でないと判断された場合は、応募者を決定せず、この旨を速やかに組合ホームページにおいて公表する。

(7) 地域経済への貢献の考え方

技術審査等については、組合構成町・管内もしくは県内に本社・本店がある企業を優先するが、事業体の構成によっては管内もしくは県内事業者（企業）への発注や調達を活用すること。

1 2 事業契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

優先交渉権者の決定後、組合と優先交渉権者は、速やかに基本協定書を締結した上で、事業契約書締結に向けて協議を行う。基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。

優先交渉権者が辞退した場合、又はその他の理由で事業契約書の締結に係る協議が成立しない場合は、組合は次点交渉権者と基本協定書を締結した上で、事業契約書の締結に向けた協議を行うことができる。なお、それまでの協議にかかる優先交渉権者の費用は、自らが負担する。

(2) 事業者との仮契約の締結

施設整備（Design-Build、DB方式）に係る契約書に関しては、組合は、優先交渉権者との協議が成立した後に仮契約を締結する。

(3) 事業契約の締結

施設整備（Design-Build、DB方式）に係る契約書に関しては、仮契約は、組合議会で議決されたときに本契約となる。

(4) 事業契約書の内容

事業契約書は、施設整備（Design-Build、DB 方式）で契約する。内容は下記のとおりである。

区分	事業契約書の内容	契約相手
施設整備 (Design-Build、DB 方式)	①基本契約書と②各業務別の契約書の条項で構成される。	設計企業 建設企業 工事監理企業
	①基本契約書（案） ②各業務別の契約の条項（以下の3種） ・設計業務：土木（造成等）・建築設計業務委託契約書の条項（案） ・建設業務：工事請負契約書の条項（案） ・工事監理業務：土木（造成等）・建築工事監理業務委託契約書の条項（案）	

(5) 契約を締結しない場合

優先交渉権者の決定日の翌日から事業契約の本契約の成立までの間に、優先交渉権者の構成員において参加資格の全部または一部を欠くに至った場合及び本募集要項に定める事項に反する事態が生じた場合は、組合は優先交渉権者と事業契約の仮契約及び本契約を締結しないものとする。この場合において、組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わない。

ただし、代表企業以外の構成員が参加資格の全部または一部を欠くに至った場合で、優先交渉権者が参加資格を欠いた構成員に代えて、参加資格を有する者を構成員として補充し、組合が参加資格等の確認及び事業能力を勘案したうえで、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、組合は事業契約の仮契約を締結し、または本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成員の参加資格を確認する基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

(6) 契約の締結に至らなかった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由により事業契約書を締結することができない場合には、組合は事業者に対して違約金を請求することができる。

上記の場合を除き、事業契約書の締結に至らなかった場合には、組合及び事業者が本事業のプロポーザル参加及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(7) 費用の負担

事業契約書の締結に係る事業者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、事業者の負担とする。

(8) 契約保証金

契約締結時に必要となる峡南広域行政組合財務規則に基づく契約保証金については、事業契約（案）に示す。

(9) 事業者の事業契約上の地位

組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

1 3 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業契約書（案）に定めるところにより、本事業に係る各業務を誠実に遂行する。

(2) 組合と事業者との責任分担

本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として事業者が負担する。

ただし、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、組合がその全てまたは一部を負担する。責任分担の基本的な考え方は、募集要項別紙1「リスク分担表」に示すほかリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、仕様書のほか、事業契約書（案）に示す。

また、事業契約書（案）の内容、仕様書の内容、募集要項別紙1「リスク分担表」の内容との間で齟齬が生じる場合には、事業契約書（案）、仕様書の内容の順で優先する。

(3) 業務遂行状況のモニタリング

組合は、事業者が要求水準書や、その他の募集要項等及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行うとともに、運営企業の財務内容の確認を行う。

組合は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求やサービス対価の減額等の必要な措置を行うことができるものとする。モニタリングにおいて要求水準を満たしていない場合の措置（案）については、募集要項別紙2「組合のモニタリングによる要求水準等未達の措置」に示す。

(4) 保険の付保

事業者は、事業期間中において必要な保険を付保する。付保すべき保険の内容は要求水準書に定める。

(5) 提案書類または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、事業契約書（案）に示す。

本事業に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(6) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、地方自治法のほか、関係する法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む）及び適用要綱・各種基準等（以下「関係法令等」という。）の最新版を遵守する。詳細については、仕様書に示す。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書（案）に定める事由ごとに組合または事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書（案）等の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、事業契約書（案）等に示す。

① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。

ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合、組合は事業契約を解除することができる。

② 組合の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

組合の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

③ いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

組合または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、組合及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、組合及び事業者は事業契約を解約することができる。

1 4 募集要項等に関する問合せ先（書類提出先）

募集要項等に関する問合せ先及び書類提出先は、次のとおりとする。本事業に関する情報提供は、組合のホームページにおいて行う。

担 当	峡南広域行政組合 事務局 総務課
住 所	〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間 495 番地 市川三郷町役場六郷庁舎 2 階
電 話	0556 - 32 - 5011
F A X	0556 - 32 - 5013
E-mail	kumiai-soumu@kyonan.jp
URL	http://www.kyonan.jp/

【募集要項別紙1】リスク分担表

※本表は、組合と事業者のリスク分担に関して基本的な考え方を示すものであって、募集要項等に別途記載があるものは、募集要項等の記載が優先する。

＜事業期間共通＞ ※●：主負担、▲：従負担

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			組合	事業者
政策変更リスク	1	組合の政策変更による事業内容の変更・中断・中止等に関するもの	●	
法制度リスク	2	法制度・許認可の新設・変更によるもの (本事業に直接の影響を及ぼすもの)	●	
	3	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
税制度リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
	5	その他の税制変更に関するもの		●
許認可取得リスク	6	組合が取得する許認可の遅延に関するもの (事業者の責に帰すべき事由によるものを除く)	●	
	7	上記以外の許認可の遅延に関するもの		●
住民対応リスク	8	施設の設置・稼働に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
	9	上記以外のもの (事業者が行う調査、設計、建設工事等に関するもの)		●
環境保全リスク	10	事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの (有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)		●
第三者賠償リスク	11	組合の責に帰すべき事由による第三者への賠償	●	
	12	事業者の責に帰すべき事由による第三者への賠償		●
債務不履行リスク	13	組合の責に帰すべき事由によるもの	●	
	14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
	15	要求水準の未達成に関するもの		●
不可抗力リスク	16	不可抗力に起因する増加費用及び損害 (事業者は一定範囲を負担)	●	▲
物価変動リスク	17	施設整備期間中の一定範囲を超える物価変動 (事業者は一定範囲を負担)	●	▲
募集要項リスク	18	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
応募リスク	19	応募費用の負担に関するもの		●
契約締結リスク	20	組合の責に帰すべき事由による締結遅延・中止	●	
	21	事業者の責に帰すべき事由による締結遅延・中止		●
	22	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延 (組合及び事業者は自らに発生した費用を各々負担)	●	●
資金調達リスク	23	組合が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
	24	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●

※●：主負担、▲：従負担

<施設整備>

主なリスク項目		No.	リスク概要	負担者	
				組合	事業者
調査リスク		25	組合が実施した測量・調査に関するもの	●	
		26	上記以外の測量、調査に関するもの		●
設計リスク（設計費増大リスク・遅延リスク）		27	組合の指示・判断の不備・変更に関するもの	●	
		28	上記以外の要因による不備・変更に関するもの		●
調整・交渉リスク（費用増大リスク・遅延リスク）		29	本施設を整備する上で予め必要となる関係機関・団体・地権者との調整・交渉に関するもの	●	
		30	事業者の責に帰すべき事由により必要となる調整・交渉に関するもの		●
建設リスク	発注者責任リスク	31	組合の要求による工事の内容及びその変更に関するもの	●	
		32	上記以外の要因による工事の内容及びその変更に関するもの		●
	用地リスク	33	土地の瑕疵（組合が公表した資料から予測可能なものは除く）	●	
		34	建設に要する仮設、資材置場、建設作業員の駐車場に関するもの		●
		35	建築後の地盤沈下に関するもの	協議により決定	
	工事遅延・未完工リスク	36	組合の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの	●	
		37	上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの		●
	工事費増大リスク	38	組合の指示による工事費増大に関するもの	●	
		39	上記以外の要因による工事費増大に関するもの		●
	工事監理リスク	40	事業者が実施する工事監理に関するもの		●
施設損傷リスク	41	引渡し前に工事目的物や工事材料等に生じた損害		●	

※●：主負担、▲：従負担

<事業終了段階>

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			組合	事業者
事業の中途終了リスク	42	組合の債務不履行に起因する契約解除	●	
	43	事業者の債務不履行に起因する契約解除		●
終了手続リスク	44	事業終了時の手続きに関するもの		●

※●：主負担、▲：従負担

【募集要項別紙2】 組合のモニタリングによる要求水準等未達の措置

1 施設整備期間中の要求水準等未達の措置

組合は、モニタリングの結果、仕様書の内容及び提案内容等が達成されていないと判断した場合、事業者に改善勧告を行う。事業者は、改善勧告を受けた場合、迅速に改善を行う。

組合は、事業者が改善勧告によっても改善が見込まれないと判断した場合、再度改善勧告を行う。これによっても事業者による改善が見込まれない場合、又は達成が不可能と組合が判断した場合、組合は、事業契約書を解除することができる。

事業者の仕様書の内容及び提案内容等の未達が原因で本施設の供用開始が遅れた場合、そのことに起因する運營業務の収支に係る一切の損失は事業者が負う。

2 運営期間中の要求水準等未達の措置

組合は、事業者が提供するサービスが要求水準書等の内容、及び提案内容の内容を達成しているか確認する。具体的なモニタリング項目及び内容については、契約締結後に事業者が提出する業務計画書を基に組合と事業者が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。

組合と事業者は、下表の考え方（案）によるモニタリング実施計画書に基づき、事業者が提供するサービスに対し、①日常モニタリング、②定期モニタリング、③随時モニタリングの3種類のモニタリング（事業者によるセルフモニタリングを含む）を実施する。

種類	内容
①日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・日常的に確認する・事業者がチェック表に基づき自主的にチェックする・事業者はチェック表を組合へ提出し、確認を受ける
②定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・月1回実施する・組合の職員により、事業者の業務遂行状況をチェックする・組合のモニタリングについては、日常モニタリングの結果に基づき、組合がチェック項目等を設定する
③随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて実施する・組合の職員により、事業者の業務遂行状況をチェックする・組合のモニタリングについては、チェック項目等は組合独自に設定する

※詳細（チェック項目等）は、事業者の提案をもとに決定する

組合は、モニタリングの結果、仕様書の内容及び提案内容等が達成されていない場合は、事業者に対して業務改善・復旧に関する勧告を行う。

事業者は、組合からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、組合に提出する。組合は、改善計画書により、未達の改善・復旧が可能であると認めた場合、これを承認するとともに、事業者と協議の上、業務改善勧告に対する改善時期を決定する。

改善・復旧の確認ができない場合、組合は再度改善勧告の手続きを行うことができるが、以下の場合においては、担当者の変更、業務実施企業の変更を求めることや、契約の一部または全部の終了の手続きに移行する。

- ア 事業者から改善計画書の提出がない場合
- イ 同一の原因に起因する同一事象での改善勧告が既に2回出されており、改善が不可能と判断される場合
- ウ 本事業の実施にあたって重大な支障があると認められる場合